



2013年4月5日(金)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

## 時代の変化と法律

### 逆転勝訴

最高裁での逆転勝訴と言うと、武富士の贈与税が有名ですが、その前年平成 22 年 3 月 2 日、ホステス等の報酬に係る源泉税を徴収する際に控除する金額の計算をめくって行われた裁判で、最高裁は、1・2 審の東京地裁・高裁の判決を破棄し、差し戻す判決を言い渡しました。

### 争いの中身は

ホステス等に対して報酬を支払う場合、所得税法では源泉徴収をする旨を定めています。源泉徴収すべき所得税の額は、報酬等の額から、同一人に対し 1 回に支払われる金額について、5 千円にその報酬等の計算期間の日数を乗じて計算した金額を差し引いた残額に 10% の税率を乗じて算出します。(所得税法施行令第 322 条)

報酬等の額 - (5 千円 × 報酬等の計算期間の日数) = 源泉徴収すべき所得税の額  
問題となったのは、この「計算期間の日数」です。

報酬の各集計期間の全日数となるのか  
実際の出勤日数となるのか

この 2 つの解釈が争われていた裁判でした。  
最高裁の判決は、ホステスの業務に関する報酬の額が一定の期間ごとに計算されて支払われている場合には、その支払金額の

計算期間の日数は、ホステスの実際稼働日数ではなく、当該期間に含まれるすべての日数を指すものと解釈し、納税者サイドを支持する判断を示しました。

### 時代の変化と法律

1、2 審判決は「出勤日のみ必要経費が発生すると考えるのが自然で、その方が実際の必要経費額に近い」と指摘し、請求を棄却していました。しかし法律ができた当時のホステスさんは、お客さんの売掛の回収から、休日のお付き合いまで、お店に出勤する以外でも仕事をしていました。

しかし現在ではそういったプロのホステスさんは滅多に見かけなくなり、ほとんどが日給月給のアルバイト的なホステスさんです。税務当局の主張のほうが実態に即していると言えなくもありません。

武富士の贈与税はその後法律が改正されましたが、ホステスの源泉徴収は未だ法律は、改正されておられません。

